

○木曾広域連合非常勤職員勤務規則

〔平成 15 年 3 月 24 日〕
規則第 4 号

改正	平成 16 年 3 月 4 日	規則第 3 号	平成 24 年 8 月 31 日	規則第 5 号
	平成 17 年 5 月 31 日	規則第 10 号	平成 25 年 3 月 1 日	規則第 12 号
	平成 17 年 10 月 21 日	規則第 16 号	平成 26 年 3 月 31 日	規則第 3 号
	平成 19 年 3 月 1 日	規則第 2 号	平成 27 年 3 月 10 日	規則第 5 号
	平成 20 年 2 月 27 日	規則第 1 号	平成 29 年 3 月 1 日	規則第 2 号
	平成 20 年 5 月 26 日	規則第 4 号	平成 29 年 11 月 13 日	規則第 11 号
	平成 21 年 10 月 30 日	規則第 22 号	平成 30 年 3 月 27 日	規則第 10 号
	平成 23 年 3 月 1 日	規則第 3 号		

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条から第 12 条）
- 第 2 章 嘱託職員（第 13 条から第 15 条）
- 第 3 章 臨時職員（第 16 条から第 18 条）
- 第 4 章 パート職員（第 19 条から第 21 条）
- 第 5 章 補則（第 22 条）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、木曾広域連合に勤務する一般職の非常勤職員（以下、「非常勤職員」という。）の身分取扱に関する基準及び事務手続きについて必要な事項を定めるものとする。

（職員の定義）

第 2 条 この規則において「常勤職員」とは、職員定数条例（平成 11 年条例第 7 号）第 1 条に規定する職員をいう。

2 この規則において「非常勤職員」とは、臨時的に雇用される常勤職員以外の職員をいい、その区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 嘱託職員 常勤職員と同程度の勤務形態の職員で、1 月を単位として任用される職員をいう。
- (2) 臨時職員 年間総勤務時間が常勤職員の 4 分の 3 以上の職員で、1 日を単位として任用される職員をいう。
- (3) パート職員 年間総勤務時間が常勤職員の 4 分の 3 未満の職員で、1 時間を単位として任用される職員をいう。

（任用期間等）

第 3 条 非常勤職員の任用期間は 1 年以内とし、1 会計年度を超えて任用することはで

きない。ただし、勤務成績等が良好な者は、連合長の定める範囲内で再任用することができる。

- 2 満60歳（木曾寮、広域消防本部及び健康福祉課の介護支援専門員にあつては満65歳）を超える者は、非常勤職員として任用できない。
- 3 非常勤職員を再任用するときは、任期の終了する日の1月前までに、再任用の予定について、その旨を本人に通知しなければならない。
- 4 次の各号の一に該当するときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、非常勤職員として再任用することができない。
 - (1) 満65歳（木曾寮及び健康福祉課の介護支援専門員にあつては満70歳。この号において同じ。）に達したとき。ただし、任用期間中に満65歳に達したときは、当該者の任用期間が終了するまでとする。
 - (2) 施設及び事務事業の廃止又は業務の統廃合等により過員が生じたとき。
 - (3) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又は職務の遂行に堪えられないとき。
 - (4) 職務上の業務に違反し、又はその職にふさわしくない非行があると認められたとき。
- 5 第2項及び前項の規定にかかわらず、職務内容の特殊性その他の理由により特に必要と認める場合には、あらかじめ事務局長の承認を得て任用又は再任用することができる。

（報酬の支給日）

第4条 報酬の支給日は、常勤職員に準じるものとする。

（週休日）

第5条 週休日は、日曜日及び土曜日とする。

- 2 木曾寮に勤務する非常勤職員の週休日は、所長が当月分をその前月の末日までに指定し、非常勤職員に公表する。
- 3 広域消防本部に勤務する非常勤職員の週休日は、消防職員勤務規程（以下「消防規程」という。）第4条に規定する週休日とする。

（休日）

第6条 休日は、木曾広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成12年条例第16号。以下「勤務時間条例」という。）第6条に規定する休日とする。

- 2 木曾寮に勤務する非常勤職員の休日は、前条第2項を準用する。この場合において「週休日」とあるのは、「休日」と読み替えるものとする。
- 3 広域消防本部に勤務する交代制勤務の非常勤職員の休日は、消防規程第4条第2項を準用する。この場合において「週休日」とあるのは、「休日」と読み替えるものとする。

（休憩時間）

第7条 休憩時間は、勤務時間条例第3条の規定に基づき、勤務場所及び勤務時間に応

じて連合長が別に定める時間とする。

- 2 木曾寮に勤務する非常勤職員の休憩時間は、木曾寮職員の勤務時間等に関する規則（平成 15 年規則第 3 号。以下「木曾寮規則」という。）第 3 条に規定する休憩時間とする。
- 3 広域消防本部に勤務する非常勤職員の休憩時間は、消防規程第 5 条に規定する休憩時間とする。

（有給休暇）

第 8 条 非常勤職員の有給休暇の付与は、第 3 条第 1 項の規定による任用期間内とする。

- 2 有給休暇の単位については、1 日又は 1 時間とし、時間を日に換算する場合には、当該者の 1 日の標準的な勤務時間をもって 1 日とする。
- 3 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、その残日数（1 日未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）を、当該任用期間の属する年度の翌年度の任用期間に繰り越すことができる。この場合において、繰り越された年次休暇から先に請求されたものとして取り扱うものとする。
- 4 前 3 項に規定する以外の有給休暇の与え方については、常勤職員に準ずる。

（無給休暇）

第 9 条 非常勤職員の無給休暇は、別表第 1 のとおりとし、別表に定める期間の無給の休暇を与えることができる。

- 2 別表第 1 号から第 6 号までの休暇の単位は 1 日又は 1 時間とする。ただし、別表第 3 号及び第 6 号の 1 時間を単位として使用する休暇は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 4 時間の範囲内とする。

（社会保険）

第 10 条 非常勤職員の社会保険の適用については、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の定めるところによる。

（任用及び身分取扱いの原則）

第 11 条 非常勤職員の任用及び身分取扱いに関する事務は、主管課・各施設と協議のうえ、事務局総務課において行うものとする。

- 2 非常勤職員の任用は、雇入通知書（様式第 1 号）を交付して行うものとする。

（分限及び服務）

第 12 条 非常勤職員の分限は、常勤職員に準ずる。

- 2 非常勤職員の服務は、常勤職員と同様とする。

第 2 章 嘱託職員

（報酬）

第 13 条 嘱託職員に支給する報酬は、基本報酬、通勤報酬、福祉特殊報酬、時間外勤

務報酬、夜間勤務報酬、期末報酬、宿日直報酬及び介護職員処遇改善加算金報酬（以下「加算金」という。）とする。

- 2 基本報酬は、木曾広域連合職員の給与に関する条例（平成 17 年木曾広域連合条例第 22 号）で定める別表の給料表（以下「給料表」という。）に基づき木曾広域連合長（以下「連合長」という。）の定める額とする。
- 3 通勤報酬、福祉特殊報酬、時間外勤務報酬、夜間勤務報酬及び宿日直報酬は、常勤職員に準じて支給する。ただし、一の夜勤出勤に係る福祉特殊報酬と夜間勤務報酬との合計額が 4,000 円に満たない場合は、4,000 円から夜間勤務報酬を除いた額を福祉特殊報酬として支給する。
- 4 期末報酬は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職し、これらの基準日の 6 箇月前から雇用が続いている嘱託職員に対して、それぞれ基準日の属する月に、基本報酬額の 100/100 を乗じて得た額を支給する。ただし、連合長が特別に認めた場合は、これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した嘱託職員についても、同様とする。
- 5 加算金は、6 月 1 日及び 3 月 1 日（以下「加算金基準日」という。）にそれぞれ在職し、これらの加算金基準日の 5 箇月前から雇用が続いている木曾寮に勤務する嘱託職員に対して、それぞれ加算金基準日の属する月に連合長が定めた額を支給する。
（勤務時間の割振り）

第 14 条 嘱託職員の勤務時間は、勤務時間条例第 15 条第 1 項に規定する勤務時間とする。

- 2 木曾寮に勤務する嘱託職員については、木曾寮規則第 3 条に規定する勤務時間とする。
- 3 広域消防本部に勤務する嘱託職員については、消防規程第 3 条に規定する勤務時間とする。
（休暇）

第 15 条 勤務時間条例第 15 条第 2 項の規定により連合長が定める嘱託職員の休暇は、年次休暇及びその他の休暇とする。

- 2 嘱託職員の年次休暇は、その雇入れの日から起算して 6 箇月間（以下「免除期間」という。）を継続勤務し全勤務日の 8 割以上出勤した者に対し、次表左欄に掲げる雇入れ日に応じて、同表右欄に掲げる日数とする。

雇入れ日	日数
当該年度の	
4 月 1 日～5 月 31 日	5 日
6 月 1 日～6 月 30 日	4 日
7 月 1 日～7 月 31 日	3 日

8月1日～8月31日	2日
9月1日～9月30日	1日
前年度の	
10月1日～3月31日	10日－（当該年度の免除期間月数（端数切捨て））

- 3 当該雇入れ年度に免除期間のない嘱託職員の年次休暇は、次の表の左欄に掲げる免除期間のない雇入れ年度から継続する勤務年度の区分に応じて、同表の右欄に掲げる日数とする。ただし、当該年度の前年度の免除期間を除く任用期間において出勤した日数が全勤務日の8割未満である者に対しては、当該年度の任用期間においては年次休暇を与えない。

免除期間のない雇入れ年度から継続する勤務年度	日数
1年度目	11日
2年度目	12日
3年度目	14日
4年度目	16日
5年度目	18日
6年度目以上	20日

- 4 年次休暇以外の休暇で有給のものは、次の表の左欄に掲げる事由に該当する場合における休暇とし、その期間は、当該左欄に掲げる事由の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める期間とする。ただし、免除期間中の者及び休暇取得前の6箇月間において全勤務日の8割以上出勤しない者は除く。

事由	期間
1 選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認める期間
2 所轄庁の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止	その都度必要と認める期間
3 忌引	常勤職員に準ずる
4 夏季における職員の保養及び家庭生活の充実	7月1日から10月31日までの間において4日を超えない範囲内で必要と認める期間

- 5 前3項に規定する休暇以外の休暇は無給休暇とし、いかなる報酬も支給しない。

第3章 臨時職員 (報酬)

第 16 条 臨時職員に支給する報酬は、日給及び割増賃金とする。

2 日給については、予算の範囲内において連合長が定める。

3 割増賃金は、通勤費、福祉特殊費、夜間勤務費、時間外勤務費、期末費、宿日直費及び加算金とする。

4 前項に規定する割増賃金のうち、通勤費、福祉特殊費、時間外勤務費、夜間勤務費及び宿日直費は、嘱託職員に準じて支給する。

5 第 3 項に規定する割増賃金のうち、期末費は、基準日にそれぞれ在職し、これらの基準日の 6 箇月前から雇用が続いている臨時職員（木曾寮にあっては介護業務に従事する臨時職員。）に対して、それぞれ基準日の属する月に、基準日前 6 箇月の 1 月平均の給料額に 100/100 を乗じて得た額を支給する。ただし、連合長が特別に認めた場合は、これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した臨時職員についても、同様とする。

6 第 3 項に規定する割増賃金のうち、加算金は、加算金基準日にそれぞれ在職し、これらの加算金基準日の 5 箇月前から雇用が続いている木曾寮に勤務する介護業務に従事する臨時職員に対して、それぞれ加算金基準日の属する月に連合長が定めた額を支給する。

（勤務時間）

第 17 条 臨時職員の勤務時間は、年間総勤務時間が常勤職員を超えない範囲内において、連合長が定める。

（休暇）

第 18 条 勤務時間条例第 15 条第 2 項の規定により連合長が定める臨時職員の休暇は、年次休暇とする。

2 臨時職員の年次休暇は、第 16 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。ただし、週所定勤務時間又は年間所定勤務日数に応じて必要な調整をすることができる。

3 前 2 項に規定する休暇以外の休暇は無給休暇とし、いかなる報酬も支給しない。

第 4 章 パート職員

（報酬）

第 19 条 パート職員に支給する報酬は、時給、通勤費、時間外勤務費、宿日直費及び加算金とする。

2 時給については、予算の範囲内において連合長が定める。

3 通勤費については、通勤距離が片道 2 km 以上の者に対し、次の各号に掲げる場合に依りて当該各号に掲げる金額を支給する。

- (1) 自家用車使用の場合 往復の通勤距離に 1km 当り 15 円を乗じて得られた額に、勤務日数を乗じた額。この場合に、片道の通勤距離の端数は、1km 未満を切り捨てて計算する。

(2) 公共交通利用の場合 往復の料金の勤務日数を乗じた額

(3) 自家用車と公共交通機関を併用する場合 前2号により計算して得られる額の合計額

4 加算金は、加算金基準日にそれぞれ在職し、これらの加算金基準日の5箇月前から雇用が続いている木曾寮に勤務する介護業務に従事するパート職員に対して、それぞれ加算金基準日の属する月に連合長が定めた額を支給する。

(勤務時間)

第20条 パート職員の勤務時間は、年間総勤務時間が常勤職員の4分の3を超えない範囲内において、連合長が定める。

(休暇)

第21条 勤務時間条例第15条第2項の規定により連合長が定めるパート職員の休暇は、年次休暇とする。

2 パート職員の年次休暇は、免除期間を継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した者に対し、次表左欄に掲げる雇入日に応じて、同表右欄に掲げる勤務日数ごとに定める日数とする。

雇入日 \ 勤務日数	週所定勤務日が4日又は1年間の所定勤務日数が169日以上	週所定勤務日が3日又は1年間の所定勤務日数が121日から168日まで	週所定勤務日が2日又は1年間の所定勤務日数が73日から120日まで	週所定勤務日が1日又は1年間の所定勤務日数が48日から72日まで
前年度の				
10月1日～11月30日	7日	5日	3日	1日
12月1日～12月31日	6日	5日	3日	1日
1月1日～1月31日	6日	4日	3日	1日
2月1日～2月末日	5日	4日	2日	1日
3月1日～3月31日	5日	3日	2日	1日
当該年度の				
4月1日～5月31日	3日	2日	1日	1日
6月1日～6月30日	2日	2日	1日	1日
7月1日～7月31日	2日	1日	1日	1日
8月1日～9月30日	1日	1日	1日	1日

3 当該雇入れ年度に免除期間のないパート職員の年次休暇は、次の表の左欄に掲げる免除期間のない雇入れ年度から継続する勤務年度の区分に応じて、同表の右欄に掲げる日数とし、日数は契約期間をもって終了する。ただし、当該年度の前年度の免除期間を除く任用期間において出勤した日数が全勤務日の8割未満である者に対しては、当該年度の任用期間においては年次休暇を与えない。

免除期間のない雇入れ年度から継続する勤務年度 \ 勤務日数	週所定勤務日が4日又は1年間の所定勤務日数が169日以上	週所定勤務日が3日又は1年間の所定勤務日数が121日から168日まで	週所定勤務日が2日又は1年間の所定勤務日数が73日から120日まで	週所定勤務日が1日又は1年間の所定勤務日数が48日から72日まで
1年度目	8日	6日	4日	2日
2年度目	9日	6日	4日	2日
3年度目	10日	8日	5日	2日
4年度目	12日	9日	6日	3日

5年度目	13日	10日	6日	3日
6年度目以上	15日	11日	7日	3日

4 前項に規定する休暇以外の休暇は無給休暇とし、いかなる報酬も支給しない。

第5章 補則

第22条 この規則において定めるもののほか、必要な事項については、連合長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
(関係条例の廃止)
- 2 木曾広域連合非常勤職員勤務規程（平成13年規程第17号）は廃止する。
(経過措置)
- 3 平成15年3月31日現在に在職する非常勤職員は、この規則に基づいて任用されたものとみなす。この場合において、適用日前の在職期間は、適用日以後の在職期間に通算する。
- 4 平成15年3月31日現在に在職する非常勤職員において、第2条に掲げる非常勤職員の名称、雇用形態と異なる運用をしている非常勤職員（以下「運用外職員」という。）にあつては、雇用が終了するまで、なお従前の例による。なお、運用外職員の第3条以降の運用は、雇用形態による名称での条文を適用する。

附 則（平成16年3月4日規則第3号）

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月31日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年10月21日規則第16号）

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成19年3月1日規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月26日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の木曾広域連合非常勤職員勤務規則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年10月30日規則第22号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月1日規則第3号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月31日規則第5号）

この規則は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 1 日規則第 12 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日規則第 3 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 10 日規則第 5 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 11 月 13 日規則第 11 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 27 日規則第 11 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第9条関係）

事由	期間
(1) 非常勤職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(2) 非常勤職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前3号に掲げる場合を除く。）	一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において連合長の定める期間
(3) 女子の非常勤職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(4) 非常勤職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血管細胞移植のための末梢血管細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血管細胞移植のため末梢血管細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
(5) 女子の非常勤職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(6) 8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女子の非常勤職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
(7) 女子の非常勤職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子の非常勤職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

<p>(8) 生後 1 年に達しない子を育てる非常勤職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1 日 2 回それぞれ 30 分以内の期間</p>
<p>(9) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する非常勤職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして連合長の定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度において 5 日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあっては、10 日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、連合長の定める時間）の範囲内の期間</p>
<p>(10) 次に掲げる者（ハに掲げる者にあつては、非常勤職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号から第 7 号までにおいて「要介護者」という。）の介護その他の連合長の定める世話を行う非常勤職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>イ 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母</p> <p>ロ 祖父母、孫及び兄弟姉妹</p> <p>ハ 非常勤職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び非常勤職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で連合長の定めるもの</p>	<p>一の年度において 5 日（要介護者が 2 人以上の場合にあっては、10 日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、連合長の定める時間）の範囲内の期間</p>
<p>(11) 要介護者の介護をする非常勤職員が、当該介護をするため、任命権者が、連合長の定めるところにより、非常勤職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 93 日を超えない範囲内で指</p>	<p>指定期間内において必要と認められる期間</p>

<p>定する期間（以下「指定期間」という。） 内において勤務しないことが相当であると 認められる場合</p>	
<p>(12) 要介護者の介護をする非常勤職員が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する1年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>当該連続する1年の期間内において1日につき2時間（当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間</p>

(様式第 1 号)【本人控・連合控】

雇 入 通 知 書

平成 年 月 日

殿

使用者所在地 長野県木曾郡木曾町日義 4898-37
使用者代表者 木曾広域連合長

あなたを雇用するにあたっての労働条件は次のとおりです。

■と□が記載の欄では、■が「該当」していることを示します。

契約形態	<input type="checkbox"/> 1年雇用 <input type="checkbox"/> 代替雇用（職員が復帰するまでの間）
契約期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日
雇用形態	<input type="checkbox"/> 嘱託職員 <input type="checkbox"/> 臨時職員 <input type="checkbox"/> パート職員 (木曾寮に勤務する場合は夜勤ができることを条件とします)
就業の場所	
職種	
従事すべき業務の内容	1 始業・終業の時刻等 始業 時 分 ～ 終業 時 分 始業 時 分 ～ 終業 時 分 始業 時 分 ～ 終業 時 分 2 休憩時間 45分（夜勤の場合は1時間） 3 その他所定時間外労働があります（ありません）
休日	木曾広域連合非常勤職員勤務規則第5条による
有給休暇	1 年次有給休暇 日 2 その他有給休暇 木曾広域連合非常勤勤務規則第 条による
報酬（賃金）	1 基本報酬（賃金） 円 2 諸手当 （手当名） 3 報酬締切日 当月月末 4 支払日 本月16日（休日の場合は、その前日） 5 期末手当のある方 6月は6月30日、12月は12月10日
社会保険等	1 社会保険の加入 加入します。（しません。） 2 雇用保険の適用 適用されます。（されません。） 3 労働災害補償 補償はあります。（ありません。）
退職に関する事項	1 定年制あり・なし （ 歳） 2 自己都合退職 （退職する1ヶ月以上前に届け出ること） 3 解雇の場合 （契約期間満了・代替職員の復帰・その他） （解雇する場合は、1ヶ月以上前に通知をします） 4 退職金 ありません。